

「居住支援協議会等が必要と認める改修工事（令和7年6月時点）」

居住支援協議会名 : ○○県●●市居住支援協議会

＜記入要領＞

今般の変更後の「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」の対象候補を、以下のとおり「補助対象工事細目一覧」にしましたので、各居住支援協議会等が必要と認める改修工事に該当するもの（共用部分・住戸部分）に○をつけてください。

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 補助対象工事細目一覧	共用	住戸
居住支援協議会等が認める工事		
入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事		
車いす対応台所の設置等		
車いす生活者等に配慮したコンセント位置の移設又は設置		
福祉型便所の設置等		
脱衣所、玄関に腰掛け台の設置（固定）		
聴覚障害者用お知らせランプの設置		
点字表示の設置		
居室の水栓器具の取替え（レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワー等への取替え）		
居室のサッシのクレセントを大型レバー型に改修		
屋根除雪作業のための軽減措置（融雪装置の設置等）		
ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室）		
断熱材の設置		
断熱タイル設置		
断熱フローリングの整備		
グラスウール・押出し発泡ポリスチレン等の増設		
断熱サッシの設置		
内窓設置		
複層ガラス設置		
断熱雨戸設置		
遮熱ガラリ設置		
気密シートの設置		
暖房便座への更新（温水シャワー付含む）		
遮熱塗装		
①物件取得の直後又は②サブリースにより住宅を供給する主体がサブリース物件の借上直後 に行う、居住のために最低限必要な改修工事		
洗面、便所、浴室等水回りの設備の設置		
劣化した内装材の改修		

改正後 ※変更点：赤字

補助対象工事細目一覧	
①バリアフリー改修工事	手すりの設置 段差解消 廊下幅の拡張 出入口の改良 浴室の改良 便所の改良 階段の設置・改良 転倒防止 エレベーター等の設置
②耐震改修工事	建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づき、建築士が行った耐震診断により、所要の耐震性能を有するために必要とされる改修工事 既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価書を取得するために必要とされる改修工事 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく保険契約が締結されていることを証する書類を取得するために必要とされる改修工事
③共同居住用住居に用途変更するための改修工事	用途変更に伴い、建築基準法に適合させるため必要な改修工事 用途変更に伴い、消防法に適合させるため必要な改修工事 その他共同居住用住居の用に供するために必要な改修工事
④間取り変更工事	
⑤子育て世帯対応改修工事・子育て支援施設の併設に係る工事	柱等の角の面取り及びクッションの設置 ドアストッパー又はドアクローザーの設置 クッション床へ改修 人感センサー付照明設置や足元灯の設置 転落防止措置に係る工事 ドアや扉へ指詰め防止工事 子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵等の設置 チャイルドフェンス等の設置 シャッター付コンセント等の設置 火傷防止用カバー付き水栓、サモット式水栓の設置 チャイルドロックや立消え安全装置が付いた調理器の設置 台所の対面化や大型化に係る工事 子育てしやすい間取りへの改修 二重ロック、オートロック等の防犯性の高い玄関ドアの設置 カメラ付きインターホン設置 防犯フィルム、安全ガラス、面格子の設置 防犯カメラ、屋外灯の設置 施錠式郵便受箱の設置 家具の転倒防止措置のための下地処理 子どもが開閉しやすい建具に改修する等避難時安全確保の工事 浴室の広さの確保（バランス釜から給湯器への改修） 浴室の呼び出しチャイムの設置 居室の電気スイッチのワイドスイッチへの改修 スロップシンクの設置 キッズスペースの設置 トイレにおむつ交換台を設置 床の防音・遮音工事（二重床、床仕上げ材の改修等） 壁・界壁の防音・遮音工事（多孔質吸音材料の設置等） 開口部の防音・遮音工事（防音サツ、二重窓の設置等） ビルトイン食器洗機の設置 掃除しやすいレンジフードの設置 ビルトイン自動調理対応コンロの設置 掃除しやすいトイレの設置 宅配ボックスの設置 風呂・脱衣所の暖房乾燥機の設置 給湯設備の大型化（単身世帯から家族世帯向けへの改修） 最先端技術を用いた子育て世帯対応に係る工事 子育て支援施設の併設に係る工事
⑥防火・消火対策工事	消火設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び水噴霧消火設備等の設置） 警報設備（自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器等の設置） 避難設備（避難器具、誘導灯及び誘導標識等の設置） その他（非常用照明装置若しくは防火戸の設置又は内装材の不燃化工事等）
⑦交流スペースを設置する改修工事	
⑧省エネルギー改修工事	開口部に係る断熱改修 外壁、屋根・天井または床に係る断熱改修
⑨安否確認のための設備の改修工事	入居者の状況を検知する機器の設置 通報装置の設置 その他、国土交通省の協議による
⑩防音・遮音工事	床の防音・遮音工事（二重床、床仕上げ材の改修等） 壁・界壁の防音・遮音工事（多孔質吸音材料の設置等） 開口部の防音・遮音工事（防音サツ、二重窓の設置等） その他、国土交通省の協議による
⑪居住のために最低限必要な改修工事	
⑫調査において居住のために最低限必要と認められた工事	

現行

補助対象工事細目一覧	
①バリアフリー改修工事	手すりの設置 段差解消 廊下幅の拡張 出入口の改良 浴室の改良 便所の改良 階段の設置・改良 転倒防止 エレベーター等の設置
②耐震改修工事	建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づき、建築士が行った耐震診断により、所要の耐震性能を有するために必要とされる改修工事 既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価書を取得するために必要とされる改修工事 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく保険契約が締結されていることを証する書類を取得するために必要とされる改修工事
③共同居住用住居に用途変更するための改修工事	用途変更に伴い、建築基準法に適合させるため必要な改修工事 用途変更に伴い、消防法に適合させるため必要な改修工事 その他共同居住用住居の用に供するために必要な改修工事
④間取り変更工事	
⑤子育て世帯対応改修工事・子育て支援施設の併設に係る工事	柱等の角の面取り及びクッションの設置 ドアストッパー又はドアクローザーの設置 クッション床へ改修 人感センサー付照明設置や足元灯の設置 転落防止措置に係る工事 ドアや扉へ指詰め防止工事 子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵等の設置 チャイルドフェンス等の設置 シャッター付コンセント等の設置 火傷防止用カバー付き水栓、サモット式水栓の設置 チャイルドロックや立消え安全装置が付いた調理器の設置 台所の対面化や大型化に係る工事 子育てしやすい間取りへの改修 二重ロック、オートロック等の防犯性の高い玄関ドアの設置 カメラ付きインターホン設置 防犯フィルム、安全ガラス、面格子の設置 防犯カメラ、屋外灯の設置 施錠式郵便受箱の設置 家具の転倒防止措置のための下地処理 子どもが開閉しやすい建具に改修する等避難時安全確保の工事 浴室の広さの確保（バランス釜から給湯器への改修） 浴室の呼び出しチャイムの設置 居室の電気スイッチのワイドスイッチへの改修 スロップシンクの設置 キッズスペースの設置 トイレにおむつ交換台を設置 床の防音・遮音工事（二重床、床仕上げ材の改修等） 壁・界壁の防音・遮音工事（多孔質吸音材料の設置等） 開口部の防音・遮音工事（防音サツ、二重窓の設置等） ビルトイン食器洗機の設置 掃除しやすいレンジフードの設置 ビルトイン自動調理対応コンロの設置 掃除しやすいトイレの設置 宅配ボックスの設置 風呂・脱衣所の暖房乾燥機の設置 給湯設備の大型化（単身世帯から家族世帯向けへの改修） 最先端技術を用いた子育て世帯対応に係る工事 子育て支援施設の併設に係る工事
⑥防火・消火対策工事	消火設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び水噴霧消火設備等の設置） 警報設備（自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器等の設置） 避難設備（避難器具、誘導灯及び誘導標識等の設置） その他（非常用照明装置若しくは防火戸の設置又は内装材の不燃化工事等）
⑦交流スペースを設置する改修工事	
⑧省エネルギー改修工事	開口部に係る断熱改修 外壁、屋根・天井または床に係る断熱改修
⑨安否確認のための設備の改修工事	入居者の状況を検知する機器の設置 通報装置の設置 その他、国土交通省の協議による
⑩防音・遮音工事	床の防音・遮音工事（二重床、床仕上げ材の改修等） 壁・界壁の防音・遮音工事（多孔質吸音材料の設置等） 開口部の防音・遮音工事（防音サツ、二重窓の設置等） その他、国土交通省の協議による
⑪居住のために最低限必要な改修工事	
⑫調査において居住のために最低限必要と認められた工事	

⑬入居対象者の居住の安定確保を図るため居住支援協議会等が必要と認める改修工事

<p>入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事</p> <p>車いす対応台所の設置等</p> <p>車いす生活者等に配慮したコンセント位置の移設又は設置</p> <p>福祉型便所の設置等</p> <p>脱衣所、玄関に腰掛け台の設置（固定）</p> <p>聴覚障害者用お知らせランプの設置</p> <p>点字表示の設置</p> <p>居室の水栓器具の取替え（レバー式蛇口やワンブッシュ式シャワー等への取替え）</p> <p>居室のサッシのクレセントを大型レバー型に改修</p> <p>屋根除雪作業のための軽減措置（融雪装置の設置等）</p> <p>（削除）</p>
<p>ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室）</p> <p>断熱材の設置</p> <p>（削除）</p> <p>断熱タイル設置</p> <p>断熱フローリングの整備</p> <p>グラスウール・押出し発泡ポリスチレン等の増設</p> <p>断熱サッシの設置</p> <p>内窓設置</p> <p>複層ガラス設置</p> <p>（削除）</p> <p>断熱雨戸設置</p> <p>遮熱ガラリ設置</p> <p>（削除）</p> <p>気密シートの設置</p> <p>暖房便座への更新（温水シャワー付含む）</p> <p>遮熱塗装</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>
<p>①物件取得の直後又は②サブリースにより住宅を供給する主体がサブリース物件の借上直後に行う、居住のために最低限必要な改修工事</p> <p>洗面、便所、浴室等水回りの設備の設置</p> <p>劣化した内装材の改修</p>

⑬入居対象者の居住の安定確保を図るため居住支援協議会等が必要と認める改修工事

<p>入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事</p> <p>車いす対応台所の設置等</p> <p>車いす生活者等に配慮したコンセント位置の移設又は設置</p> <p>福祉型便所の設置等</p> <p>脱衣所、玄関に腰掛け台の設置（固定）</p> <p>聴覚障害者用お知らせランプの設置</p> <p>点字表示の設置</p> <p>居室の水栓器具の取替え（レバー式蛇口やワンブッシュ式シャワー等への取替え）</p> <p>居室のサッシのクレセントを大型レバー型に改修</p> <p>屋根除雪作業のための軽減措置（融雪装置の設置等）</p> <p>緊急通報装置、安否確認装置等の設置（有料サービス用の機器・配管配線は除く）</p>
<p>ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室）</p> <p>断熱材の設置</p> <p>断熱・遮熱塗装</p> <p>断熱タイル設置</p> <p>断熱・遮熱フローリングの整備</p> <p>グラスウール・押出し発泡ポリスチレン等の増設</p> <p>断熱サッシの設置</p> <p>内窓設置</p> <p>複層ガラス設置</p> <p>断熱フィルム設置</p> <p>断熱雨戸設置</p> <p>遮熱ガラリ設置</p> <p>断熱シャッター設置</p> <p>気密シートの設置</p> <p>暖房便座への更新（温水シャワー付含む）</p> <p>（新規）</p>
<p>高齢者・障害者・子育て世帯等を支援する施設の整備</p> <p>共用リビングの設置</p> <p>談話室の設置</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p>